

森林整備の合理化のための金融措置要綱

[平成6年8月15日6林野企第125号農林水産事務次官通知]

最終改正 令和6年3月29日付け5林政企第88号

第1 趣旨

我が国の林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業経営コストの増大等著しく悪化しており、森林所有者の経営意欲の減退から、適正な管理の不十分な森林が増加している。

このような中で、戦後造成された1,000万ヘクタールに及ぶ人工林の伐採が将来にわたり継続的になされるよう、森林所有者の経営意欲を喚起しつつ、高性能林業機械の効率的な稼働が可能となるよう森林施業規模の拡大や単層林から複層林への転換を促進し、多様な森林の整備及びその担い手の育成・強化を図る必要がある。

このため、森林整備の合理化のための金融措置を講ずることにより、もって林業の健全な発展を図るものとする。

第2 森林整備の合理化のための金融措置

1 森林整備合理化計画の作成

(1) 林業を営む者は、単独で又は共同して、5年ないし10年を一期とする森林整備合理化計画を作成し、これを当該森林整備合理化計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該森林整備合理化計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。ただし、当該森林整備合理化計画を共同して作成する場合にあっては、林業を営む者であって森林施業を委託して実施するもの（以下「施業委託者」という。）及び当該森林施業を受託する者（以下「施業受託者」という。）が共同して作成する場合に限るものとする。

(2) (1)の森林整備合理化計画よりもより合理的な森林施業を行う場合にあっては、施業委託者及び施業受託者は、共同して、5年ないし10年を一期とする特別の森林整備合理化計画を作成し、これを当該森林整備合理化計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該特別の森林整備合理化計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

(3) (1)の森林整備合理化計画及び(2)の特別の森林整備合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。（(1)の森林整備合理化計画のうち、単独で作成するものにあつてはイの(イ)、ウのc、(エ)及び(オ)に掲げる事項を、共同で作成するものにあつてはイの(エ)及び(オ)に掲げる事項をそれぞれ除く。）

ア 森林整備合理化計画の対象とする森林（以下「計画対象森林」という。）

の区域

イ 森林整備を合理化するためにとるべき措置

(ア) 森林整備の合理化に関する基本方針

(イ) 受委託により行う森林施業の種別

(ウ) 年度別事業計画

a 伐採及び造林計画

b 林道及び作業路整備計画

c 高性能林業機械等導入計画

(エ) 林業労働者の確保及び育成に関する計画

(オ) 木材の安定的な生産及び供給に関する計画

ウ イの措置を実施するために必要な資金の額及び調達方法

エ その他必要な事項

2 森林整備合理化計画の認定

都道府県知事は、1の(1)又は(2)の認定の申請があったときは、その申請に係る事項が、林業を営む者が単独で作成する森林整備合理化計画にあつては次の(1)及び(6)から(9)までに掲げる要件を、共同で作成する森林整備合理化計画にあつては次の(1)から(5)まで、(8)及び(9)に掲げる要件を、それぞれ満たす場合に限り、認定をするものとする。

(1) 森林整備合理化計画が、原則として、市町村の区域を単位として作成されていること。

(2) 計画対象森林が、地形等の自然的条件、林道等の整備状況、施業受託者の事業の実施状況等からみて一体的かつ計画的に森林施業を実施し得るまとまりをもって存在し、かつ、その面積がおおむね 500 ヘクタール以上であること。ただし、1の(2)の特別の森林整備合理化計画については、対象森林面積がおおむね 1,000 ヘクタール以上であること。

(3) 森林整備合理化計画が、二以上の施業委託者が施業受託者と共同して作成したものであること。

(4) 一の施業委託者が所有する森林の面積が、計画対象森林の面積の過半を占めていないこと。

(5) 施業受託者が、施業受託した森林について適切な施業及び管理を行うと認められること。

(6) 択伐の実施及び択伐後 2 年以内の造林の実施が計画されていること。

(7) 択伐の実施前に必要な林道又は作業路の整備が計画されていること。

(8) 計画対象森林の林内路網密度が、森林整備合理化計画の計画期間終了時まで 1 ヘクタール当たり 25 メートル以上となると見込まれること又は計画期間中に 20 パーセント以上増加すると見込まれること。

(9) 1の(3)のウの資金の額及び調達方法が、森林整備の合理化を確実に遂行するために適切なものであること。

3 森林整備合理化計画の変更及び取消し

(1) 1の(1)又は(2)の認定を受けた者は、当該認定に係る森林整備合理化計画について重要な変更をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の変更の認定の申請があった場合において、当該変更

に係る事項が2に規定する要件を満たす場合に限り、認定をするものとする。

(3) 都道府県知事は、1の(1)又は(2)の認定を受けた者が当該認定に係る森林整備合理化計画に従って森林整備を合理化するためにとるべき措置を講じていないと認められるときは、その認定を取り消すことができるものとする。

4 森林整備合理化計画の認定等の通知

都道府県知事は、1の(1)若しくは(2)の認定(3の(1)の変更の認定を含む。以下同じ。)又は3の(3)の取消しをしたときは、その旨を森林整備合理化計画の認定を受けた者、株式会社日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。)及び独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)に通知し、認定しないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

5 公庫からの森林整備活性化資金の貸付け

(1) 公庫は、1の(1)若しくは(2)の認定を受けた者又は森林経営計画(森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。)の認定を受けた者であって、かつ、次のアからウまでに掲げる要件を満たす者に対し、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則(平成5年農林水産省令第35号)第4条各号のいずれかに該当する措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「暫定措置法」という。)第6条第2項の協定に係る資金(以下「森林整備活性化資金」という。)の貸付けを行うことができるものとする。

ア 暫定措置法第6条第2項の協定に基づき信用基金が推薦した者であること。

イ 森林整備合理化計画又は森林経営計画に従って講ずる措置について、都道府県から財政上の支援が行われる者であること。

ウ 森林整備合理化計画又は森林経営計画に従って講ずる措置について、公庫から林業基盤整備資金(造林)又は林業基盤整備資金(利用間伐等推進)(株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。)別表第1第8号の下欄のりに掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和47年政令第186号。以下「沖縄政令」という。)第2条第1号のりに掲げる資金をいう。)の貸付けを受けようとする者であること。

(2) 森林整備活性化資金は、次に掲げる措置の実施に併せて貸し付けるものとする。ただし、アに掲げる措置の実施に併せて行う貸付けは、(1)に掲げる要件を満たす者(森林整備合理化計画を共同で作成した者に限る。)とし、イに掲げる措置の実施に併せて行う貸付けは、(1)に掲げる要件を満たす者であって、暫定措置法第3条第1項の認定(当該認定の変更の認定を含む。以下(2)において同じ。)を受け、かつ、当該認定に係る林業経営改善計画において林業経営の規模の拡大等に関する目標が記載されている者に限るものとする。

ア 計画的・組織的な森林整備を促進する造林補助事業

イ 単層林を複層林に転換するために行う造林についての措置

- (3) 森林整備活性化資金の融資条件は、公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。
- (4) 公庫が、1の(2)の認定を受けた者に対し、当該認定に係る森林整備活性化資金の貸付けを行う場合における貸付金額の限度については、公庫の業務方法書の定めるところにより、特例を適用できるものとする。
- 6 森林整備活性化資金の借受者に対する都道府県からの支援
- (1) 都道府県においては、森林整備活性化資金の貸付けを受けようとする者に対し、財政上の支援を積極的に行うよう配慮するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の支援が行われることが決定されたときは、その旨を森林整備活性化資金の貸付けを受けようとする者及び公庫に通知するものとする。
- 7 公庫からの林業基盤整備資金の融資条件の特例
- 公庫が、1の(1)又は(2)の認定を受けた者（単独で認定を受けた者を除く。）に対し、当該認定に係る1の(3)のイの措置を実施するのに必要な林業基盤整備資金（造林・林道）（公庫法別表第1第8号の下欄のり若しくはルに掲げる資金又は沖縄政令第2条第1号のり若しくはルに掲げる資金をいう。）の貸付けを行う場合における貸付金の貸付利率等については特例を適用するものとし、具体的な融資条件は公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。
- 8 公庫からの森林整備活性化資金の貸付け、林業基盤整備資金の融資条件の特例措置及び都道府県からの支援措置の停止
- 3の(3)の規定により森林整備合理化計画の認定が取り消された場合又は森林法第16条の規定により森林経営計画の認定が取り消された場合には、公庫は5の資金の貸付け及び7の特例措置を停止するとともに、公庫の定めるところにより必要な措置を講ずるものとし、また、都道府県知事は6の支援措置の停止について必要な措置を講ずるものとする。
- 9 都道府県知事による指導等
- 都道府県知事は、森林整備合理化計画の作成及びその実施につき、林業普及指導組織等を通じ、森林組合その他の関係団体との緊密な協力の下に、経営的かつ技術的見地からの指導助言を行うほか、本措置の円滑な実施が得られるよう配慮するものとする。

第3 その他

本措置の運用につき必要な事項については、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて株式会社日本政策金融公庫から貸し付けられた資金については、なお従前の例による。